

住宅等にかかる各種補助制度のご案内

①木造住宅の無料耐震診断

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅において、市が木造住宅耐震診断員を派遣し無料の耐震診断を行います。

対象…昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅。(空き家は除く)

②耐震改修工事費補助

木造住宅の耐震診断結果に基づいて耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象…市が実施する「木造住宅の無料耐震診断」等の結果、耐震性が不足する住宅で、これまでに耐震シェルター設置費補助または耐震改修工事費補助を受けていない住宅。

③耐震シェルター設置費補助事業

木造住宅の耐震診断結果に基づいて耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を補助します。

対象…市が実施する「木造住宅の無料耐震診断」等の結果、耐震性が不足する住宅で、これまでに耐震改修工事費補助または耐震シェルター設置費補助を受けていない住宅。

④民間木造住宅除却工事費補助

木造住宅の耐震診断結果に基づいて解体工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象…市が実施する「木造住宅の無料耐震診断」等の結果、耐震性が不足する住宅を除却する場合。

⑤ブロック塀等撤去費補助

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、市道等に面した一定以上の高さのブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助します。

対象…道路または公共施設の敷地の境界から2.2メートル以内に設置され、地面からの高さが1メートル以上のコンクリートブロック、れんが等を用いた組積造の塀等。

⑥空家解体促進費補助

市内の空家のうち、倒壊や建築材等の飛散の恐れがある危険な住宅(不良住宅)を解体する費用の一部を補助します。

⑦狭あい道路の拡幅整備等整備

建築行為等に係る後退(セットバック)用地及び隅切用地を寄附いただく場合に、市が舗装整備を行うとともに、隅切用地の寄附について奨励金を交付します。

各種補助制度につきまして工事着手前に補助申請を行い、
補助金交付決定を受ける必要があります。

詳しくは都市計画課までご相談ください。



問合先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387